

諸外国の国家公務員制度の概要

(平成30年4月更新)

目次

I	概観及び国家公務員の数・種類	1
	【参考】府省別国家公務員数	2
II	諸外国の国家公務員の労働基本権	3
	【参考1】主要な労働組合の状況等	4
	【参考2】近年の主な公務員ストライキの事例	5
III	諸外国の国家公務員の任用	6
IV	諸外国の国家公務員の評価、身分保障、退職関連	7
V	諸外国の国家公務員の給与	8
	【参考】給与改定方式	9
VI	諸外国の国家公務員の政治的行為の制限	10

I 概観及び国家公務員の数・種類

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考) 日本
概観	<p>国家体制等 連邦制、大統領制 二大政党下での政権交代</p> <p>現行公務員制度の淵源 建国当初から政治任用が広く行われてきたが、1883年、公務員法（ペンドルトン法）制定により成績主義・政治的中立性に基づく職業公務員制が確立</p>	<p>連合王国、議院内閣制 二大政党下での政権交代</p> <p>ノースコート・トレヴェリアン報告(1853年)により、成績主義に基づく資格任用制が確立</p>	<p>連邦制、議院内閣制（大統領は象徴的） 二大政党基軸での政権交代</p> <p>絶対君主制の下で発達した官僚制が、民主的議会制下でも継承され、民主的統制に服している</p>	<p>共和制、行政権は大統領・首相に属する 多党制下での政権交代</p> <p>仏革命により国王の官僚制は解体され、19世紀に官僚養成学校による人材育成を特色とする職業公務員制が確立</p>	<p>議院内閣制</p> <p>日本国憲法により公務員は「天皇の官吏」から「全体の奉仕者」に抜本的に転換。民主的な公務員制の確立のため国家公務員法を制定</p>
国家公務員の数と種類	<p>約275万人 (2016年9月現在)</p> <p>行政部門 約269万人 ・競争職(Competitive Service) 約146万人 競争試験により任用(職階制適用)</p> <p>・上級管理職俸給表(SES) 約8,000人 ⇒1割が政治任用(部長・課長級)</p> <p>・郵政公社 約63万人</p> <p>・その他除外職等</p> <p>立法部門 約3万人</p> <p>司法部門 約3万人</p> <p>※この他、軍人約140万人</p>	<p>約302万人 (2017年6月現在)</p> <p>〔非現業国家公務員 約 42万人〕 〔国営医療機関 約162万人〕 〔その他 約 98万人〕</p>	<p>約32.5万人 (2016年6月現在)</p> <p>〔官吏(Beamte) 約18万人〕 〔公法上の勤務・忠誠関係 統治権関与・公権力の行使等〕 〔公務被用者(Tarifbeschäftigte) 約14.5万人〕 〔私法上の雇用契約関係〕</p> <p>※この他、軍人約16万人</p>	<p>約240万人 (2015年12月現在)</p> <p>〔官吏(Titulaires) 約154万人〕 〔恒久的官職に任命行為により任用〕</p> <p>〔非官吏(Non titulaires)等 約38万人〕 〔見習職員、補助職員、臨時職員等〕</p> <p>〔軍人 約30万人〕 〔その他(軍需関係者等) 約18万人〕</p>	<p>約58万人 (2017年度末予算定員)</p> <p>〔一般職国家公務員 約28.5万人〕 〔うち給与法適用職員 約27.5万人〕 〔検察官 約 0.3万人〕 〔行政執行法人職員 約 0.7万人〕</p> <p>〔特別職国家公務員 約29.9万人〕</p>
(参考) 国以外を含めた公務員数(非軍人)	<p>総計：約1,894万人</p> <p>【内訳】 連邦：約275万人 州：約434万人 郡・市等：約1,185万人</p> <p>(総人口 約3億1千8百万人)</p>	<p>総計：約544万人</p> <p>【内訳】 国家公務員：約302万人 〔非現業国家公務員：約 42万人〕 〔国営医療機関：約162万人〕 〔その他：約 98万人〕 地方公務員：約212万人 公営企業体職員：約18万人</p> <p>※「その他」には、軍人、国の予算で運営される学校の教職員、外郭公共団体等の職員を含む。</p> <p>(総人口 約6,565万人)</p>	<p>総計：約453万人</p> <p>【内訳】 連邦 〔官吏：約18万人〕 〔公務被用者：約14.5万人〕 州 〔官吏：約127.5万人〕 〔公務被用者：約109万人〕 市町村等 〔官吏：約19万人〕 〔公務被用者：約128万人〕 社会保険機関 〔官吏：約3万人〕 〔公務被用者：約34万人〕</p> <p>(総人口 約8千万人)</p>	<p>総計：約545万人</p> <p>【内訳】 国家公務員：約240万人 地方公務員：約189万人 国公立医療機関職員：約116万人</p> <p>※ 国家公務員については、軍人、軍需関係者等約48万人を含む</p> <p>(総人口 約6千5百万人)</p>	<p>総計：約332.3万人</p> <p>【内訳】 国家公務員：約58万人 〔一般職国家公務員：約28.5万人〕 〔特別職国家公務員：約29.9万人〕 地方公務員：約274.0万人</p> <p>※「特別職国家公務員」には、防衛省職員約26.9万人を含む。</p> <p>(総人口 約1億2千7百万人)</p>

【参考】府省別国家公務員数

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>大統領</p> <p>大統領府</p> </div> <div style="width: 85%;"> <ul style="list-style-type: none"> 国務省 13,065人 財務省 91,337人 国防総省 99,457人 司法省 116,739人 内務省 73,723人 農務省 95,709人 商務省 45,633人 労働省 15,724人 保健社会福祉省 86,066人 住宅都市開発省 8,009人 運輸省 54,703人 エネルギー省 15,135人 教育省 4,375人 退役軍人省 368,726人 国土安全保障省 190,931人 <p>独立機関及び公社 (うち人事管理庁 5,356人)</p> <p>(2016年9月現在) ※軍人を除く</p> <p>(注) 人事行政機関 人事管理庁、メリットシステム保護委員会、 連邦労使関係院、政府倫理庁、特別検察官局</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>内閣</p> </div> <div style="width: 85%;"> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府 2,760人 <ul style="list-style-type: none"> 内閣府のその他の機関 780人 財務省 1,790人 <ul style="list-style-type: none"> 財務省のその他の機関 350人 歳入関税庁 72,320人 コミュニティ・地方政府省 1,990人 内務省 27,220人 デジタル・文化・メディア・スポーツ省 650人 教育省 5,200人 国防省 53,670人 ビジネス・エネルギー・産業戦略省 14,670人 環境・食糧・農村地域省 6,670人 外務・英連邦省 5,340人 保健省 7,470人 欧州連合離脱省 340人 国際開発省 2,180人 国際貿易省 1,220人 法務長官府 8,210人 司法省 67,760人 労働・年金省 86,100人 運輸省 13,940人 北アイルランド省 90人 スコットランド政府 16,540人 ウェールズ政府 5,350人 輸出信用保証庁 270人 食品基準庁 1,010人 国家犯罪対策庁 4,430人 教育基準局 1,730人 英国統計機構 4,090人 <p>(2017年6月現在)</p> <p>(注) 人事行政機関 内閣府、人事委員会</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>大統領</p> <p>内閣</p> </div> <div style="width: 85%;"> <ul style="list-style-type: none"> 首相府 3,715人 外務省 12,295人 内務省 61,275人 法務・消費者保護省 5,095人 財務省 47,390人 経済・エネルギー省 9,970人 食糧・農業省 5,265人 労働・社会省 2,710人 交通・デジタルインフラ省 23,180人 国防省 238,385人 (軍人163,800人を含む) 保健省 3,805人 環境・自然保護・建設・原子炉安全省 4,975人 家庭・高齢者・婦人・青少年省 1,940人 経済協力・開発省 890人 教育・研究省 1,030人 <p>(2016年6月現在)</p> <p>(注) 人事行政機関 連邦内務省、連邦人事委員会</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>大統領</p> <p>内閣</p> </div> <div style="width: 85%;"> <ul style="list-style-type: none"> 首相府 9,579人 外務省 3,598人 内務・海外県省 285,957人 法務省 79,780人 農業・食糧・森林省 32,314人 社会保険関係省 20,461人 経済・財務省 146,652人 行政公務員総局 国防省 258,906人 エコロジー・持続可能開発・エネルギー省 53,939人 文化・通信省 11,200人 教育省 1,011,288人 <p>国務院</p> <p>会計検査院</p> <p>(2015年12月現在)</p> <p>(注) 人事行政機関 行政公務員総局(所属省は変動) 国立行政学院(E N A)は首相の直屬機関</p> </div> </div>

II 諸外国の国家公務員の労働基本権

		アメリカ	イギリス	ドイツ		フランス	(参考)日本
憲法上の労働基本権の位置づけ		憲法典上、労働基本権に関する規定はない	明文の憲法典はない	ドイツ連邦共和国基本法 第9条第3項 労働条件及び経済条件の維持及び改善のために団体を結成する権利は、何人に対しても、又はいかなる職業に対しても、保障する。この権利を制限し、又は妨害しようとする取り決めは、無効であり、これを目的とする措置は、違法である。 第33条第5項 公務に関する法は、伝統的な職業官吏制度の諸原則を考慮して定め、かつ、さらに発展させなければならない。		フランス第四共和制憲法序文 すべての者は、組合活動を通じて自らの権利と利益を守り、自由を選んで組合に加入することができる。 争議権はそれを規律する法律の範囲内で行使される。	日本国憲法第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。 第15条 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
国家公務員の労働基本権			[官民共通の枠組み]	[官 吏]	[公務被用者]		
	団 結 権	認められている	認められている	認められている	認められている	認められている	認められている
	協 約 締 結 権	認められていない 〔給与等の法定事項については交渉は認められない。なお、休暇の申請手続、業績評価の方法等の手続事項については交渉が認められている。〕	認められている ^(注) 財務省の指示した方法に従って各省大臣が承認した給与歳出枠の範囲内で決定する(配分交渉)。 ^(注) 労働協約には通常、法的拘束力がない(民間も同じ)。 〔ただし、上級公務員については、上級公務員給与審議会の勧告を経て決定〕	認められていない 〔「伝統的な職業官吏制度の諸原則」により給与等の勤務条件は法定〕	認められている ^(注) 賃金交渉には必ず財務大臣又は次官が同席する。 ^(注) 協約は、議会の承認なしに効力を発する。	認められていない ^(注) あらかじめ決められた予算の枠内でしか交渉しない。なお、政府に交渉に応じる義務はない。 ^(注) 賃金交渉の結果、議定書(法的拘束力なし)が作成されることもあるが、近年はない。	認められていない → 代償措置として、人事院勧告制度が設けられている。
争 議 権	禁止されている	認められている 〔明文の規定はないが、一般に、罷業は違法ではない。〕	禁止されている 〔「伝統的な職業官吏制度の諸原則」による。〕	認められている	認められている 〔労使交渉と無関係に自由権としての罷業が認められている。〕	禁止されている → 代償措置として、人事院勧告制度が設けられている。	

【参考1】主要な労働組合の状況等

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考)日本
組合の状況	<ul style="list-style-type: none"> 公務内組合・省庁横断組合 オープン・ショップ 組織率…31.4% (連邦職員) <p>※排他的代表制： 特定の交渉単位内で、職員からの投票により、団体交渉権を有する組合を1つ認定し、当該組合が交渉単位に属する職員全体（非加入者を含め）の利益を代表して協約を締結</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公務内組合・省庁横断組合 オープン・ショップ 組織率…52.7% (公的部門・地方も含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 公務内組合、官民横断組合が併存 官吏・公務被用者横断組合、省庁横断組合 オープン・ショップ 	<ul style="list-style-type: none"> 官民横断組合 オープン・ショップ 組織率…15.2% (公務員部門) 	<ul style="list-style-type: none"> 公務内組合・省庁別組合とその連合体
主要な労働組合(組合員数)	<ul style="list-style-type: none"> アメリカ政府職員総同盟 (AFGE) 約65万人の連邦政府職員を代表 (組合員数：約28万人) 全国財務職員組合 (NTEU) 約15万人の連邦政府職員を代表 (組合員数：約8.2万人) (郵政公社職員) アメリカ郵便従事者組合 (APWU) 約22万人の郵政公社職員等を代表 (組合員数：不明) 全国郵便配達組合 (NALC) 約30万人の郵政公社職員等を代表 (組合員数：不明) <p>(参考)</p> <p>ナショナルセンター アメリカ労働総同盟産別会議 (AFL-CIO) 約1,250万人</p> <p>地方公務員 全米地方公務員労組 (AFSCME, AFL-CIO) 約160万人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公務・商業サービス連合 (PCS) 約19.6万人 専門職国家公務員組合 (Prospect) 約11.3万人 刑務官組合 (POA) 約3.5万人 北アイルランド公務員組合 (NIPSA) 約4.5万人 第一部門公務員組合 (FDA) 約1.8万人 <p>(参考)</p> <p>ナショナルセンター 労働組合会議 (TUC) 約580万人</p> <p>地方公務員 公務部門労働組合 (UNISON) 約130万人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ドイツ官吏同盟 (dbb) 約131万人 (うち官吏：約92万人) 統一サービス産業労働組合 (ver. di) 約201万人 ドイツ・キリスト教労働組合連盟 (CGB) 約28万人 ドイツ国防軍連盟 約20万人 <p>※主として産業別組合であり、地方公務員や民間労働者を含むのが基本</p> <p>(参考)</p> <p>ナショナルセンター ドイツ労働組合同盟 (DGB) 約605万人</p>	<ul style="list-style-type: none"> フランス民主労働総同盟 (CFDT) キリスト教労働者総同盟 (CFTC) 管理職同盟 (CGC) 労働総同盟 (CGT) 労働者の力 (FO) フランス教育者連盟 (FSU) 全国中立労働組合 (UNSA) 	<p>(連合体)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公務公共サービス労働組合協議会 (公務労協) 約118.0万人 公務労組連絡会 約32.6万人 <p>※地方公共団体の職員を含む</p> <p>(参考)</p> <p>日本労働組合総連合会(連合) 約674.9万人</p> <p>全国労働組合総連合(全労連) 約57.3万人</p>
団体交渉の実態	<ul style="list-style-type: none"> 各省で業務の類似性や組織運営の効率性等を踏まえ、交渉単位が設定されており、その交渉単位ごとに交渉 (給与等の法定事項は交渉できない) <p>使用者側 人事担当部局幹部職員など</p> <p>組合側 労働組合役員及びその指名する者</p>	<p>一般の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与を含む勤務条件全般について、各省・各エージェンシーごとに交渉。複数の組合の代表が同時に交渉に参加 交渉が決裂した場合、政府の責任で政策・給与改定等を実施 <p>上級公務員</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与以外の勤務条件については、各省・各エージェンシーごとに交渉 	<p>公務被用者</p> <ul style="list-style-type: none"> 連邦及び市町村が共同交渉 <p>使用者側 連邦内務大臣、市町村使用者団体連合会議長 (連邦財務大臣又は次官が同席)</p> <p>組合側 ドイツ官吏同盟代表 統一サービス産業労働組合代表</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職場協議会における非組合員も含んだ投票で、多数の職員から支持を得た複数の労働組合が交渉時の代表性も獲得し、同時に交渉の席に着く。 <p>使用者側 公務担当大臣、行政公務員総局幹部、予算局幹部</p> <ul style="list-style-type: none"> 各省固有の事項については各省ごとに交渉 	<ul style="list-style-type: none"> 各省ごとに単組と交渉 人事院等は連合体と会見等

(注) 数字は各国政府等公表資料より

【参考2】近年の主な公務員ストライキの事例（地方公務員を含む）

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス																																																
発生状況	労働損失日数（単位：千日） <table border="1"> <tr> <th></th> <th>全体</th> <th>公務</th> </tr> <tr> <td>2015年</td> <td>740</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>2014年</td> <td>200</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>2013年</td> <td>290</td> <td>250</td> </tr> </table>		全体	公務	2015年	740	56	2014年	200	26	2013年	290	250	労働損失日数（単位：千日） <table border="1"> <tr> <th></th> <th>全体</th> <th>公務</th> </tr> <tr> <td>2016年</td> <td>322</td> <td>241</td> </tr> <tr> <td>2015年</td> <td>170</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>2014年</td> <td>788</td> <td>716</td> </tr> </table>		全体	公務	2016年	322	241	2015年	170	90	2014年	788	716	労働損失日数（単位：千日） <table border="1"> <tr> <th></th> <th>全体</th> <th>公務</th> </tr> <tr> <td>2016年</td> <td>209</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>2015年</td> <td>1,092</td> <td>255</td> </tr> <tr> <td>2014年</td> <td>155</td> <td>20</td> </tr> </table>		全体	公務	2016年	209	20	2015年	1,092	255	2014年	155	20	労働損失日数（単位：千日） <table border="1"> <tr> <th></th> <th>全体</th> <th>公務</th> </tr> <tr> <td>2016年</td> <td>—</td> <td>427</td> </tr> <tr> <td>2015年</td> <td>—</td> <td>345</td> </tr> <tr> <td>2014年</td> <td>—</td> <td>262</td> </tr> </table>		全体	公務	2016年	—	427	2015年	—	345	2014年	—	262
		全体	公務																																																	
2015年	740	56																																																		
2014年	200	26																																																		
2013年	290	250																																																		
	全体	公務																																																		
2016年	322	241																																																		
2015年	170	90																																																		
2014年	788	716																																																		
	全体	公務																																																		
2016年	209	20																																																		
2015年	1,092	255																																																		
2014年	155	20																																																		
	全体	公務																																																		
2016年	—	427																																																		
2015年	—	345																																																		
2014年	—	262																																																		
	※1,000人以上が参加し、勤務シフト1回分以上続いたものを計上		※最低10人以上の被用者が参加し、1日以上継続したストライキ又は労働損失100人・日以上のストライキを計上																																																	
(出典)	Major Work Stoppages(in 2013,in 2014,in 2015)	Labour Market Statistics	Streikstatistik (2014, 2015, 2016)	Rapport annuel sur l'état de la fonction publique (2015, 2016, 2017)																																																
近年の主な公務員部門のストライキ事例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2013.1 ニューヨーク市のスクールバス運転手等のスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 市当局とバス会社間の新規契約に雇用保障条項を設けることを求め、8,800人のスクールバス運転手、車掌が加入する組合が34年ぶりにストを実施。1月間ストは続き、スクールバスを利用する約15.2万人の生徒に影響。 ⇒ ニューヨーク市長選（11月実施）の民主党候補者が新規契約条項の再検討を約束したことから、組合がストを中止 ○ 2012.9 シカゴ市の教員スト <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与の引き上げ及び生徒のテスト成績を教員給与に反映する市の方針をめぐって対立。約2万6千人の教員がスト実施。8日間ストは続き約3.5万人の生徒に影響。 ⇒ 市側が教員組合側に大きく妥協する形で合意成立 ○ 2011.9 ワシントン州タコマ市の教員スト <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員配置の方針、給与等をめぐって労使交渉が行き詰まり、教員約1,900人がスト実施。学校が8日間閉鎖され、3万人近い生徒に影響 ⇒ 州知事のあっせんにより、双方が譲歩案に合意 ○ 2010.3~4 ペンシルベニア州公務員（病院）のスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃上げ等をめぐって病院の看護師・職員がスト。約1,500人が参加し、1か月近く実施。使用者側は、非組合員の職員や臨時職員の確保により病院閉鎖を回避 ○ 2005.12 ニューヨーク市都市交通局のスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金問題や賃金交渉で労使が対立し、25年ぶりにスト実施（3万5,000人の職員が3日間実施） ・ ストの影響を受けた利用者は、1日当たり約700万人（市当局発表） ・ 州最高裁は、裁判所の2度の禁止命令を無視したスト実施に対し、1日100万ドルの罰金支払いを命令。スト終了を拒否すれば、組合幹部を収監する可能性があるとして警告 ⇒ 労使双方は、ニューヨーク州調停委員のあっせん案を受け入れ、スト解除後に年金等の主要問題について交渉を再開することで合意 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2014.7 賃上げ要求の全国規模のスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年の公務員賃金の凍結、2012年以降賃金の年間上昇率が1%に制限されている教師、消防士、地方自治体職員など数十万人の公務員が、賃金引き上げ、生活水準の改善等を求めて24時間ストを実施。 ○ 2012.6 人員削減に反対する国家公務員のスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 2014/15年までに歳入税関庁の10,000ポストを削減する計画に反対して、公務・商業サービス連合(PCS)に所属する歳入関税庁職員が24時間ストを実施。税務署の閉鎖など、税務サービスに大きな影響。 ○ 2012.5 年金改革に反対する全国規模のスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年6月のストに続き年金改革反対のストを組合合同で実施。約10万人の国家公務員を含む約40万人が参加。 ○ 2011.11 年金改革に反対する全国規模のスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年6月のストに続き年金改革反対のストを組合合同で実施。過去30年間で最大規模。約15万人の国家公務員を含む最大で200万人が参加。 ⇒ 2011年内としていた組合との対話期限を撤回 ○ 2011.6 年金改革に反対する全国規模のスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金支給開始年齢の引上げ及び最終年収ベースから生涯平均年収ベースでの計算方式への変更等を含む政府の年金改革案に反対し、組合が合同でストを実施。10万人超の国家公務員を含む約75万人が参加。 ⇒ 10年以内の退職予定者を除外する等の政府側譲歩案を10月に提示 ○ 2008.7 賃上げ要求の国家公務員等のスト <ul style="list-style-type: none"> ・ インフレ率を下回る給与歳出枠の上限設定に反対する公務員数十万人が2日間のストを実施。 ○ 2008.4 賃上げ要求の国家公務員のスト <ul style="list-style-type: none"> ・ インフレ率(4.1%)を下回る給与歳出枠の上限設定(2.45%)に反対する公務・商業サービス連合(PCS)が24時間ストを実施。10万人以上の公務員が参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2017.2 賃上げ要求のスト <ul style="list-style-type: none"> ・ (ヘッセン州を除く)州公務員(公務被用者)が第2回交渉後、第3回交渉までの半月に数日間、各都市で数千人規模の警告ストを実施。大学、大学病院、学校、保育園、行政庁、道路管理事務所などに影響。 ○ 2016.4 賃上げ要求のスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦及び市町村の公務員(公務被用者)が、第2回及び第3回交渉前に警告ストを実施。後半の警告ストには約10万人が参加し、特に空港で大きな影響が出た。 ○ 2015.3 賃上げ及び教員の格付けに係る協約の締結を求めるスト <ul style="list-style-type: none"> ・ (ヘッセン州を除く)州公務員(公務被用者)が第2回交渉後、警告ストを実施。4日間に約10万人が参加。大学、学校、行政庁、道路管理事務所、美術館などに影響。第3回交渉も決裂し、第4回交渉前に再び警告ストを実施。3日間に約8万人が参加。 ○ 2014.3 賃上げ要求のスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦及び市町村の公務員(公務被用者)が、第1回及び第2回交渉後、使用者側のゼロ回答に対して警告ストを実施。計7日間で30万人以上が参加。市の行政機関、保育園、ゴミ収集、ジョブセンター、都市清掃、近距離交通、空港、病院などに影響。 ○ 2012.3 賃上げ要求のスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦及び市町村の公務員(公務被用者)が、第1回交渉で使用者側がゼロ回答だったことを受け、警告ストを実施。さらに、第2回交渉で使用者側が提示した案は不十分として、再び警告ストを実施。計10日間で34万5,000人が参加。行政庁、病院、ゴミ収集、保育園、職業紹介所などに影響。 ○ 2011.2~3 賃上げ要求のスト <ul style="list-style-type: none"> ・ (ベルリン州とヘッセン州を除く)州公務員(公務被用者)が、第2回交渉でも使用者側がゼロ回答だったことを受け、警告ストを実施。数日間の合計で約8万8,000人が参加。大学、大学病院、学校、行政庁、道路管理事務所などに影響。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2016.3~9 労働法改正をめぐるスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員を含む主要な労働組合が大規模なゼネストを実施 ○ 2016.1 給与の指数に対応する単価の引上げ要求と教育改革に反対するスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 3つの公務員労組が、給与改定を求めるストを呼びかけ、ストが実施された。 ○ 2013.10 フランス国立公文書館のフランス歴史美術館との統合に反対するスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公文書館の職員によるスト ○ 2013.6 給与の指数に対応する単価の引上げと優先される省におけるポストの増設を要求するスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員15万人が参加 ○ 2011.10~12 緊縮財政に反対するスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員、国鉄職員労働者等がフランス全土でストを実施 ○ 2010.5~11 年金改革をめぐるスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 空港、郵便、医療、教育等の分野に従事する公務員を含む労働者が長期にわたるゼネストを実施（主なものだけで9回） ○ 2009.12 人員削減策に反対するスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立美術館職員がストを実施 ○ 2009.3 雇用の安定や最低賃金引上げ要求のスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員を含む主要な労働組合が大規模なゼネストを実施 ○ 2009.1 サルコジ大統領の新自由主義に反対するスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 空港、郵便、医療、教育等の分野に従事する公務員を含む労働者がゼネストを実施 ○ 2008.5 政府による公共サービス部門の公務員整理方針に反対するスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 2万2,900人分のポスト廃止（うち1万1,200人分は教育関係）に反対する教員労組、税関・税務関連労働者等の公務員約30万人がストを実施 ○ 2007.11 サルコジ大統領による社会制度改革案、公務員削減案に反対するスト <ul style="list-style-type: none"> ・ 約70万人が参加 																																																

Ⅲ 諸外国の国家公務員の任用

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1 採用・昇進	<p>原則空席ごとの個別の採用審査で採用。公務内外から応募</p> <p>昇進は、上位の空席ポストへの応募が原則</p>	<p>原則空席ごとの公募又は採用試験で採用</p> <p>昇進は、上位の空席ポストへの応募が原則</p>	<p>欠員状況に応じ、各省庁が競争試験で採用終身官吏となるためには、ラウフバーン試験合格等の資格が要件</p> <p>昇進は、同一ラウフバーン内での選考。部長、課長ポストについては空席ポストへの応募が原則 → 上位のラウフバーンへの乗り換えを伴う昇進となる場合は、別途、ラウフバーン試験等による資格認定が必要</p>	<p>職員群 (corps) ごとに競争試験に基づき採用 ※ 部内試験 (非官吏を含む) と部外試験がある</p> <p>昇進は、同一職員群内での選考。上位ポストについては空席ポストへの応募が原則</p>
2 幹部候補生の採用・昇進	<p>大統領研修員計画 (Presidential Management Fellows Program)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学院修了者 (修士又は博士) ○ オンライン評価と面接評価により研修員として採用、年間約400名 ○ 採用省庁において2年間の実務研修後に課長補佐級等の競争職の官職に採用 (採用が保障されているわけではない)。その後は競争 ○ 局長級以上は政治任用職 	<p>ファーストストリーム採用試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学の学業成績が上位の者 ○ 公開競争試験により、年間1,000名前後 ○ 採用後4、5年で課長補佐級に昇進。その後は競争 ○ 事務次官ポストまで職業公務員 (成績主義に基づく任用で、身分保障あり) 	<p>高級職ラウフバーン試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学課程 (修士相当) を修了し、18月～2年間条件付官吏として準備勤務した者 ※ 法律学専攻者については、第1次国家試験に合格して大学を卒業し、準備勤務 (司法修習) を終了後に受ける法曹資格試験の第2次国家試験が高級職ラウフバーン試験に該当 (第1次・第2次国家試験及び司法修習は州ごとに実施) ※ 職歴をもって準備勤務・ラウフバーン試験に代えることも可 ○ 採用省庁において3年以上の見習勤務を経て終身官吏となる。課長補佐級官職に就任し、その後は競争 ○ 事務次官ポストまで職業公務員。ただし、事務次官、局長は「政治的官吏」 	<p>国立行政学院 (ENA) 試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学等高等教育機関の修了者。このほか、現職公務員を対象とした部内試験、民間勤務歴又は地方議員歴のある者を対象とした第三種試験もある ○ 公開競争試験により、毎年約80～90名 ○ ENA学生 (公務員) として2年間の研修 (講義、地方・外国勤務等) 卒業時に、成績順の希望に応じて職員群を選択し、各省に配属 (課長補佐級) 概ね数年で課長級、9年～10年で局長級に昇進 ○ 局長級以上の高級職は政治任用
3 政治任用 (自由任用)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政権交代に伴い異動する者～官僚組織に浸透し、大統領の主要な政策課題を推進 ○ ①各省局長級以上 (上院承認)、②大統領補佐官等、③上級管理職 (部長、課長級) の1割、④秘書、運転手等の計約4,000人 ○ 連邦政府、民間企業、法律事務所、教育・研究機関等が人材供給源 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省大臣のほか、担当大臣、政務官等として政府全体で議員が就任する役職は100以上。また、大臣は、原則2人まで特別顧問を政治任用 (首相官邸には2016年12月現在32人の特別顧問が勤務) ○ 政治は、職業公務員の人事に介入を自制する伝統があり、政権交代時にも職業公務員は交代しない。職業公務員は、専門性と政治的中立性に基づいて、時々の政権を支える 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本省事務次官、局長等の約400人が「政治的官吏」と呼ばれる ○ 「政治的官吏」もメリット・システムによる任用だが、いつでも一時退職に付すことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「高級職」 (本省局長、大使、地方長官など約600) 及び「大臣キャビネのスタッフ」 (約700) が自由任用ポスト ○ 「高級職」はほぼ全てが職業公務員で7～8割がENAの出身者。「大臣キャビネのスタッフ」は7～8割が職業公務員でENA出身者が最も多い ○ 職業公務員が「高級職」又は「大臣キャビネのスタッフ」となる際には、派遣という形をとっており、ポストを辞任しても、職業公務員としての身分は継続する

IV 諸外国の国家公務員の評価、身分保障、退職関連

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1 評価制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目標管理による評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則毎年実施 ・ 評価結果は面談時に本人がサイン ・ 評価結果は、配置、昇給、報奨等に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目標管理による評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年実施 ・ 評価結果は、業績不良者の把握に活用されるとともに、昇給、賞与に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適性、能力及び業績を評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年を超えない期間ごとに実施 ・ 評価結果は、配置、育成、昇進に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職務能力を評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年ごとに実施 ・ 評価結果は、職員と職員が所属する職員群の人事管理協議会に通知する ・ 評価結果は、育成、配置等に活用
2 身分保障	<ul style="list-style-type: none"> ○ 免職は、勤務成績不良等の所定の事由に限定 ○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、また、免職、15日以上停職、降給・降任等については、メリットシステム保護委員会への不服申立てが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 免職は、非能率、心身の故障等の所定の事由に限定 ○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、雇用審判所への不服申立てが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 免職は、心身疾患のため勤務不能の場合等の所定の事由に限定 ○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、また、処分庁への不服申立てが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 免職は、職務遂行能力不十分、職場放棄等の所定の事由に限定 ○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、また、最高官吏制度協議会の訴訟委員会への不服申立てが可能
3 退職関連	<p>① 定年</p> <p>定年年齢はない</p> <p>【例外】 航空管制官（56歳） 外交官（65歳） など</p>	<p>2010年4月より定年制廃止</p>	<p>65歳（2012年から2029年にかけて段階的に67歳に引上げ中）</p> <p>【例外】 警察執行官吏（60歳）など</p> <p>※ 2012年から2024年にかけて段階的に62歳に引上げ中</p>	<p>65歳（2016年から2022年にかけて、65歳から67歳へ段階的に引上げ中）</p> <p>【例外】 危険を伴う職の職員群等は55～60歳</p> <p>※ 2016年から2022年にかけて、55～60歳から57歳～62歳に引上げ中</p>
② 再就職に係る規制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再就職自体を規制する一般的な制度はない ※ 調達担当職員は、入札企業からの職の提供を拒否しなければならないという規制がある ○ 退職後、国の機関との接触を禁止する規定がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の者は離職後2年以内に就職する場合は、政府の承認を得なければならない <ul style="list-style-type: none"> ・ 本省の局長以上の幹部職員 ・ 再就職先と競争関係にある組織の企業秘密に接した職員 ・ 離職前2年間に再就職先と公的な取引がある場合等 ○ 事務次官は、原則、離職後最低3か月は就職できない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 退職後5年以内（定年で退職した場合には3年以内）に、退職前5年間の職務と関係のある企業に就職する場合には、在職した省に届け出なければならない ※ 省の業務と利害対立が生ずるおそれがある場合には、再就職は認められない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 離職後3年以内に、職員が企業（公共企業を含む）に再就職する場合、職員の所属庁が第三者機関である「服務委員会」の審査を経て判断 ※ 監督、契約等の相手方の企業への再就職は、当該職務の終了後3年間認められない
③ 年金制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公務退職年金（CSRS）のみの1階建て年金制度（1983年以前の採用者） ○ 老齢・遺族・障害年金（OASDI）+連邦職員退職年金（FERS）+積立貯蓄の3階建て年金制度（1984年以降の採用者） <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給開始年齢 55歳（30年以上勤務） 60歳（20年以上勤務） 62歳（5年以上勤務） ・ 支給額 最も高い連続する3年間の平均給与の72.3%（38年勤務の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎年金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給開始年齢 男性65歳、女性は2018年にかけて段階的に65歳に引上げ中 男女とも2020年から66歳 ・ 支給額（例：2016年4月より前に受給を開始した者の場合、2016年度最高額） 本人：週119.30ポンド 配偶者：週71.50ポンド ※2016年4月に基礎年金と付加年金を一元化した新国民年金を導入 ○ 公務員年金 （例：Classic、2002年以前の採用者の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給開始年齢：60歳 ・ 支給額 退職時給与の47.5%の年金と年金3年分の一時金（38年勤務の場合） ※ 2015年4月に新制度Alpha導入。これ以降の公務員年金加入者に適用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 恩給制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給開始年齢 原則65歳（定年前63歳以降で退職した場合は減額支給） ※ 2012年から2029年にかけて段階的に67歳に引き上げ中 ・ 支給額 恩給算定基礎給与（退職時俸給、家族加給ほか）×0.9901の71.75%（40年勤務の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給開始年齢 62歳 ・ 支給額 退職前6月の俸給年額の75%（例：1954年生まれの者は41年3か月勤務）

V 諸外国の国家公務員の給与

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p><俸給></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般の職員に適用される一般俸給表、幹部職員に適用される上級管理職(S E S)俸給表、高級管理職俸給表等の俸給表が存在 <p>一般俸給表(課長以下)(G S) ワシントン・ボルチモア地区(2018年1月現在 年額 単位:ドル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th colspan="6">号俸</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>24,086</td> <td>24,893</td> <td>25,694</td> <td>29,351</td> <td>29,382</td> <td>30,134</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>27,081</td> <td>27,726</td> <td>28,623</td> <td>32,338</td> <td>33,213</td> <td>34,087</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>29,548</td> <td>30,533</td> <td>31,518</td> <td>36,441</td> <td>37,426</td> <td>38,411</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>96,970</td> <td>100,203</td> <td>103,435</td> <td>119,597</td> <td>122,830</td> <td>126,062</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>114,590</td> <td>118,410</td> <td>122,230</td> <td>141,328</td> <td>145,148</td> <td>148,967</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>134,789</td> <td>139,282</td> <td>143,774</td> <td>164,200</td> <td>164,200</td> <td>164,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 表中の金額は、基本給と地域均衡給の合計額。</p> <ul style="list-style-type: none"> 昇給期間は、4号俸に昇給するまでは52週、7号俸に昇給するまでは104週、以降は156週(成績優秀者は、昇給期間が短縮) 上位ポストへの昇進に伴って、上位の等級に格付け 地域ごとに、基本給の一定割合(15.37%~39.28%)の地域均衡給が支給 <p>上級管理職(S E S)俸給表(部長・課長)(E S) (2018年1月現在 年額 単位:ドル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最高額</th> <td>189,600</td> </tr> <tr> <th>最低額</th> <td>126,148</td> </tr> </thead> </table> <ul style="list-style-type: none"> 各人の給与額は、最高額と最低額の範囲内で決定 昇給については、定期昇給はなく、業績評価によるもののみ 成績がかなり優秀なSESに対する業績報奨がある <p>高級管理職俸給表(長官・次官等)(E X) (2018年1月現在 年額 単位:ドル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>俸給額</td> <td>210,700</td> <td>189,600</td> <td>174,500</td> <td>164,200</td> <td>153,800</td> </tr> <tr> <td>代表官職</td> <td>長官</td> <td>副長官</td> <td>次官</td> <td>次官補</td> <td>各省局長</td> </tr> </tbody> </table> <p><代表的手当></p> <ul style="list-style-type: none"> 特別な業務や成果をあげた場合の特別報奨がある 超過勤務手当、休日給、採用・転勤特別手当等 	等級	号俸							1	2	3	8	9	10	1	24,086	24,893	25,694	29,351	29,382	30,134	2	27,081	27,726	28,623	32,338	33,213	34,087	3	29,548	30,533	31,518	36,441	37,426	38,411	5	5	5	5	5	5	5	13	96,970	100,203	103,435	119,597	122,830	126,062	14	114,590	118,410	122,230	141,328	145,148	148,967	15	134,789	139,282	143,774	164,200	164,200	164,200	最高額	189,600	最低額	126,148	等級	I	II	III	IV	V	俸給額	210,700	189,600	174,500	164,200	153,800	代表官職	長官	副長官	次官	次官補	各省局長	<p><俸給></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般の職員については、各府省・各エージェンシーごとに労使交渉に基づいて俸給表(号俸制又は給与バンド制)が設定 上級公務員(課長級以上)については、共通の俸給表が適用 <p>一般の職員 環境・食料・農村省の例(2015年7月現在 年額 単位:ポンド)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与バンド</th> <th>最低額</th> <th>最高額</th> <th>代表的官職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A0</td> <td>19,060</td> <td>20,010</td> <td>係員</td> </tr> <tr> <td>HE0</td> <td>27,400</td> <td>31,680</td> <td>係長</td> </tr> <tr> <td>SE0</td> <td>33,900</td> <td>40,000</td> <td>課長補佐</td> </tr> <tr> <td>G7</td> <td>44,970</td> <td>53,910</td> <td>総括</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 上位の官職への昇進に伴って上位の給与バンドに格付け 勤務年数に応じた定期昇給と業績に基づく昇給がある <p>上級公務員(課長級以上)(S C S) (2016年4月現在 年額 単位:ポンド)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与バンド</th> <th>最低額</th> <th>最高額</th> <th>代表的官職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>64,000</td> <td>117,800</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>1A</td> <td>67,600</td> <td>128,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>87,000</td> <td>162,500</td> <td>局次長</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>106,000</td> <td>208,100</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>事務次官</td> <td>142,000</td> <td>200,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 各人の給与額は、該当する給与バンドの最高額と最低額の範囲内で、3つの成績区分に応じて決定 成績評価区分に応じ、ボーナスが支給され得る <p><代表的手当></p> <ul style="list-style-type: none"> 超過勤務手当、ロンドン手当、監督手当等 	給与バンド	最低額	最高額	代表的官職	A0	19,060	20,010	係員	HE0	27,400	31,680	係長	SE0	33,900	40,000	課長補佐	G7	44,970	53,910	総括	給与バンド	最低額	最高額	代表的官職	1	64,000	117,800	課長	1A	67,600	128,900		2	87,000	162,500	局次長	3	106,000	208,100	局長	事務次官	142,000	200,000		<p><俸給></p> <ul style="list-style-type: none"> 本省課長級以下の一般の官吏に適用される俸給表A、本省重要課長級以上の官吏に適用される俸給表B等の俸給表が存在 <p>俸給表A(一般の官吏) (2017年2月現在 月額 単位:ユーロ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th colspan="4">号俸</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1</th> <th>2</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2,065</td> <td>2,111</td> <td>2,267</td> <td>2,340</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2,144</td> <td>2,193</td> <td>2,358</td> <td>2,436</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2,189</td> <td>2,247</td> <td>2,443</td> <td>2,531</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>2,700</td> <td>2,789</td> <td>3,304</td> <td>3,402</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>2,890</td> <td>3,012</td> <td>3,670</td> <td>3,795</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>3,304</td> <td>3,490</td> <td>4,116</td> <td>4,244</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>4,272</td> <td>4,538</td> <td>5,441</td> <td>5,624</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>5,222</td> <td>5,463</td> <td>6,196</td> <td>6,378</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>5,760</td> <td>6,040</td> <td>6,887</td> <td>7,098</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 号俸に応じて、2年、3年、4年毎に昇給(勤務成績に応じ、昇給時期を前倒し又は延伸) 上位官職への昇進に伴って、上位の等級に格付け <p>俸給表B(本省重要課長級以上) (2017年2月現在 月額 単位:ユーロ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>俸給額</th> <th>代表的官職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>6,559</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>7,620</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>8,069</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>8,538</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>9,077</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>9,589</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>10,083</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>10,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>11,241</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>13,231</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>13,746</td> <td>事務次官</td> </tr> </tbody> </table> <p><代表的手当></p> <ul style="list-style-type: none"> 特別な業績に対する業績報奨金(一時金)、業績手当(最長1年間支給)がある 超過勤務手当、官職手当、職位手当等 	等級	号俸					1	2	7	8	2	2,065	2,111	2,267	2,340	3	2,144	2,193	2,358	2,436	4	2,189	2,247	2,443	2,531	5	5	5	5	5	9	2,700	2,789	3,304	3,402	10	2,890	3,012	3,670	3,795	11	3,304	3,490	4,116	4,244	5	5	5	5	5	14	4,272	4,538	5,441	5,624	15	5,222	5,463	6,196	6,378	16	5,760	6,040	6,887	7,098	等級	俸給額	代表的官職	1	6,559		2	7,620		3	8,069	課長	4	8,538		5	9,077		6	9,589	部長	7	10,083		8	10,600		9	11,241	局長	10	13,231		11	13,746	事務次官	<p><俸給></p> <ul style="list-style-type: none"> 各職員群ごとに、グレード及び号俸に応じて俸給額が設定 <p>各省事務書記官群(高校卒)の例 (2017年2月現在 年額 単位:ユーロ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グレード</th> <th>号俸</th> <th>俸給額(試算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主任事務書記官</td> <td>11</td> <td>32,727</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主任</td> <td>1</td> <td>21,874</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>29,747</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事務書記官</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>19,513</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">13</td> <td>5</td> <td>28,004</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>19,063</td> </tr> </tbody> </table> <p>高等行政官群(国立行政学院卒)の例 (2017年2月現在 年額 単位:ユーロ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グレード</th> <th>号俸</th> <th>俸給額(試算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総高等行政官</td> <td>特別号俸</td> <td>71,415</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別級</td> <td>1</td> <td>46,167</td> </tr> <tr> <td>特別号俸</td> <td>62,699</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高等行政官</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>37,001</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td>5</td> <td>44,030</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>25,417</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 各職員群の号俸ごとに昇給期間が規定 職員群内での選考によって、上位グレードに格付け <p>特別俸給表(高級職(局長級以上)等) (2017年2月現在 年額 単位:ユーロ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">号俸</th> <th rowspan="2">代表的官職</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>49,541</td> <td>51,509</td> <td>54,152</td> <td>警視長</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>54,152</td> <td>56,457</td> <td>59,494</td> <td>国務院調査官</td> </tr> <tr> <td>BB</td> <td>59,494</td> <td>61,068</td> <td>62,699</td> <td>次長</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>62,699</td> <td>64,049</td> <td>65,454</td> <td>国務院評定官</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>65,454</td> <td>68,435</td> <td>71,415</td> <td>総監察官</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>71,415</td> <td>74,227</td> <td>—</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>76,982</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>国務院部長</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>84,405</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>国務院副院長</td> </tr> </tbody> </table> <p><代表的手当></p> <ul style="list-style-type: none"> 超過勤務手当、休日給、能率・生産性手当、居住地手当(地域による生活費の差を補償するための手当)、家族扶養手当等 	グレード	号俸	俸給額(試算)	主任事務書記官	11	32,727	5	5	主任	1	21,874	13	29,747	事務書記官	5	5	1	19,513	13	5	28,004	1	19,063	グレード	号俸	俸給額(試算)	総高等行政官	特別号俸	71,415	5	5	特別級	1	46,167	特別号俸	62,699	高等行政官	5	5	1	37,001	9	5	44,030	1	25,417		号俸			代表的官職	1	2	3	A	49,541	51,509	54,152	警視長	B	54,152	56,457	59,494	国務院調査官	BB	59,494	61,068	62,699	次長	C	62,699	64,049	65,454	国務院評定官	D	65,454	68,435	71,415	総監察官	E	71,415	74,227	—	局長	F	76,982	—	—	国務院部長	G	84,405	—	—	国務院副院長
等級	号俸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	1	2	3	8	9	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1	24,086	24,893	25,694	29,351	29,382	30,134																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2	27,081	27,726	28,623	32,338	33,213	34,087																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
3	29,548	30,533	31,518	36,441	37,426	38,411																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
5	5	5	5	5	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
13	96,970	100,203	103,435	119,597	122,830	126,062																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
14	114,590	118,410	122,230	141,328	145,148	148,967																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
15	134,789	139,282	143,774	164,200	164,200	164,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
最高額	189,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
最低額	126,148																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
等級	I	II	III	IV	V																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
俸給額	210,700	189,600	174,500	164,200	153,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
代表官職	長官	副長官	次官	次官補	各省局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
給与バンド	最低額	最高額	代表的官職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
A0	19,060	20,010	係員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
HE0	27,400	31,680	係長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
SE0	33,900	40,000	課長補佐																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
G7	44,970	53,910	総括																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
給与バンド	最低額	最高額	代表的官職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1	64,000	117,800	課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1A	67,600	128,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2	87,000	162,500	局次長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	106,000	208,100	局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
事務次官	142,000	200,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
等級	号俸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	1	2	7	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
2	2,065	2,111	2,267	2,340																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
3	2,144	2,193	2,358	2,436																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
4	2,189	2,247	2,443	2,531																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
5	5	5	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
9	2,700	2,789	3,304	3,402																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
10	2,890	3,012	3,670	3,795																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
11	3,304	3,490	4,116	4,244																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
5	5	5	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
14	4,272	4,538	5,441	5,624																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
15	5,222	5,463	6,196	6,378																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
16	5,760	6,040	6,887	7,098																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
等級	俸給額	代表的官職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1	6,559																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
2	7,620																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
3	8,069	課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
4	8,538																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
5	9,077																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
6	9,589	部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
7	10,083																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
8	10,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
9	11,241	局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10	13,231																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
11	13,746	事務次官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
グレード	号俸	俸給額(試算)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
主任事務書記官	11	32,727																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
主任	1	21,874																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	13	29,747																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
事務書記官	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1	19,513																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
13	5	28,004																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1	19,063																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
グレード	号俸	俸給額(試算)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
総高等行政官	特別号俸	71,415																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
特別級	1	46,167																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	特別号俸	62,699																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
高等行政官	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1	37,001																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
9	5	44,030																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1	25,417																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	号俸			代表的官職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
A	49,541	51,509	54,152	警視長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
B	54,152	56,457	59,494	国務院調査官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
BB	59,494	61,068	62,699	次長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
C	62,699	64,049	65,454	国務院評定官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
D	65,454	68,435	71,415	総監察官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
E	71,415	74,227	—	局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
F	76,982	—	—	国務院部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
G	84,405	—	—	国務院副院長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

【参考】給与改定方式

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>合衆国法典において、均衡原則（同一価値労働同一給与の原則、全米・地域ごとの官民給与均衡（連邦と非連邦との均衡）の原則、職務と勤務成績に応じた報酬の原則）が規定</p> <p>・ 給与の改定方式は、合衆国法典で詳細に規定</p> <p>・ 給与等法定事項に対しては、協約締結権はない</p>	<p>国家公務員管理規範において、各省が職員給与措置を設定する際に以下の原則を考慮しなければならないことが規定</p> <p>(a) 給与総額に見合う価値 (b) 給与に対する財務統制 (c) 給与制度の柔軟性 (d) 業績との密接かつ効果的な連関性</p> <p>・ 上級公務員(SCS)については、協約締結は行われておらず、上級公務員給与審議会の勧告に基づき決定</p> <p>・ 一般の職員(上級公務員以外)は、財務省から付与される給与歳出枠の中で、各省及び各エージェンシーと労働組合との交渉で決定</p>	<p>伝統的職業官吏制度の諸原則（扶養原則、ストライキ禁止、給与法定原則等）が判例・通説において確立、憲法上も認知</p> <p>※扶養原則…職位、職責及び一般の生活水準に鑑みて、ふさわしい生活を維持できる給与水準の保障</p> <p>連邦給与法において、給与を改定する際の原則（経済・財政情勢への適応、職責の考慮）を規定 法案作成段階での労働組合の関与を法定</p> <p>・ 官吏には、協約締結権が認められておらず、一般に公務被用者の妥結状況を考慮して決定</p> <p>・ 公務被用者は、連邦及び市町村の共同の労使交渉により決定 (州は経済的事情等により統一交渉から離脱)</p>	<p>官吏一般規程において、「官吏は、職務遂行後、俸給、居住地手当、家族扶養手当及び法律又は規則により定められている複数の手当を受ける権利を有する」と規定</p> <p>・ 政府が給与改正案を作成し、関係法令の改正により決定</p> <p>・ 協約締結権は認められていない。組合が政府の提示した改定案に合意した場合、議定書に調印。政府は一般的に議定書に基づいて給与改定を決定・実施</p>
<p><高級管理職、上級管理職の場合></p> <p>一般俸給表の改定に準じて改定</p> <hr/> <p><一般の職員（一般俸給表適用）の場合></p> <p>【俸給】 法定の改定率 (雇用経費指数増加分-0.5%)</p> <p>【地域均衡給】 連邦給与評議会 (専門家3人、労働組合代表6人) → 意見、勧告 → 大統領給与エージェント (労働省長官、行政管理予算局長官、人事管理庁長官) → 勧告 → 大統領 → (勧告どおり) 議会 → 歳出予算案を作成・審議・可決 → 大統領 → 大統領の署名で法案成立 → 大統領が給与改定</p> <p>※ 国家の緊急事態又は深刻な経済情勢のため必要な場合。</p>	<p><上級公務員の場合></p> <p>上級公務員給与審議会 (民間企業の人事担当経験者、学識経験者等9人) → 意見聴取 (政府、労働組合、人事委員会) → 勧告 → 首相 → 政府の決定により実施</p> <hr/> <p><一般の職員の場合></p> <p>財務省 → 給与歳出枠の設定 (多くの場合承認事務は各省大臣に委任) → 各省等(使用者側) ↔ 労働組合側 (配分交渉) → 合意 → 労働協約締結 → 実施 不調 → 争議行為</p> <p>※1 非組合員にも同じ給与を適用。 ※2 交渉不調の場合の仲裁機関として公務員仲裁裁判所等があるが、事実上機能していない。</p>	<p><官吏の場合></p> <p>公務被用者の妥結状況 (経済・財政状況) → 考慮 → 法律案作成 (政府) → 見解表明(1)、会談 (労働組合) → 閣議決定・提出 → 議会 → 可決・成立・施行</p> <p>労働組合の意見を取り入れなかった場合は、当該意見を法律案に付記</p> <hr/> <p><公務被用者の場合></p> <p>労働組合による賃上げ要求 → 労使交渉 (使用者側、労働組合側) → 警告スト → 調停委員会 → 調停案 → 不調 → 争議行為 合意 → 協約締結 → 実施</p> <p>※1 使用者側は、連邦及び市町村が共同で交渉。(州は、2004年に共同交渉から離脱。) ※2 労働協約の内容は、全ての公務被用者に適用。 ※3 労使の合意が成立するまでの間は、従前の労働協約が引き続き効力を有する。</p>	<p>政府による給与(俸給)改定の提案 → 労使交渉 (政府(公務担当大臣等)、代表的労働組合) → 争議行為 → 合意 → 議定書締結(ほとんどもなし) → 政府が改定内容を決定 → 政令等の改正により実施</p> <p>※ 交渉に入るかどうかは政府の判断 ※ 一部の職種を除き、争議はどの段階でも可能</p>

VI 諸外国の国家公務員の政治的行為の制限

	アメリカ	イギリス			ドイツ		フランス
		上級公務員 (課長級以上)等	一般職員	現業職員(職業紹介、 社会保障給付等業務 従事者)等	官吏	公務被用者	
立候補・ 議員就任	○ 公選による公職の立候補者となることができない	○ 国会又は欧州議会の議員に立候補することはできない 地方議会の議員への立候補は所属省庁の許可が必要 ※ ただし、立候補ができる場合であっても、政党の公認を受けたとき等は辞職が必要 ※ 議員に就任するには、辞職が必要	【同左】	○ 国会、欧州議会、地方議会とも議員への立候補は自由	○ 連邦議会議員及び欧州議会議員を兼ねることはできない 州議会議員を兼ねることができる州とできない州がある 市町村の議員は兼ねることができる	○ 連邦議会議員及び欧州議会議員を兼ねることはできない	○ 公務員の身分のまま議員になることができる(派遣身分) ・ 司法官等は、管轄区域内の被選挙権欠格
選挙活動	○ 職務上の権限又は影響力を、選挙結果に干渉する目的で行使することができない ○ 勤務時間外であれば、選挙運動で積極的役割を果たすことができる	○ 全国的なものではない 地方レベルのものは所属省庁の許可が必要	○ 所属省庁の許可が必要	○ 勤務時間外の活動は自由	※ 政治行為を行うに当たり、全体に対する立場等を考慮して、節度と自制を保持しなければならない		※ 慎重の義務あり(官吏の政治活動の自由、表現の自由を前提とした上で、その表現の仕方が一定の限度を超えてはならないとするもの)
政党役職	○ 禁止されていない(一部職員を除く)	【同上】	【同上】	【同上】			
政治的な 意見表明	○ 勤務時間外であれば、政治的な意見の表明は保障される	【同上】	【同上】	【同上】			
(その他)	○ 政治的目的での寄付を要請し又は受領することができない ○ 所属省庁が公権力を行使する対象者に対して、政治的行為への参加・不参加を要請することができない						
[参考] 地方公務員	※各州等ごとの取扱い	※ 国家公務員と同様。ただし、管理職等は、国の上級公務員等の取扱いに加え、地方レベルの行為も禁止			※ 連邦議会議員及び欧州議会議員就任については連邦の官吏・公務被用者と同様。州、市町村の議員就任については各州ごとの取扱い	※国家公務員と同様	